

板倉町農業者等営農継続支援事業補助金

営農意欲のある農業者等を支援します
対象事業を **拡充** しました！

補助対象事業・対象経費

1. 営農設備の整備

○ 農業用機械の購入

- ・機械を取り扱う販売店などが販売する新品または中古品で、栽培目的の作業などに必要な機械の購入費

▶ 運搬用トラック、フォークリフト、バックホー、草刈り機及び消耗品などの農業用途以外に供されるような汎用性が高いものは対象外

○ 農業用ハウスの新設・張り替え

- ・出荷を目的とした農作物の生産に要する農業用ハウスの新設に要する経費または被覆資材の張り替えに要する経費（被覆資材等の購入費または張替工事費）

▶ 農業用廃資材等の撤去及び処分に要する経費は対象外

2. 環境負荷低減資材の購入

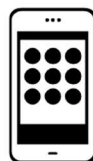
- ・生分解性マルチフィルムの購入費

▶ 日本バイオプラスチック協会が定める生分解性プラマークの登録商品に限る。



「補助対象者」、「補助率等」、「申請書等」は、裏面をご覧ください。

問い合わせ先：
板倉町役場 産業振興課 農業振興係
TEL：0276-82-6137



詳細はこちら
(QRコード)



補助対象者

- ・ 町内に住所を有する農業者等で、補助金受領後も引き続き町内で3年以上営農を継続する意思があるかた
- ・ 農産物の出荷などによる農業収入があるかた（家事消費のみは不可）
- ・ この事業に類似する国、県などからの補助金の交付を受けていないかたまたは受ける予定のないかた
- ・ 町税及び国民健康保険税を滞納していないかた



補助率等

1. 営農設備の整備

- 農業用機械の購入または農業用ハウスの新設・張り替え
総事業費（消費税を含まない）の10分の3以内 上限10万円
 - ・ 過去5年以内に当該補助金の交付を受けていないこと
 - ・ 交付申請は支払が完了した日の翌日から起算して6か月以内に行い、かつ、軽自動車税の申告が必要な機械の購入については、申告が済んでいること
 - ・ 令和8年4月1日以後に支払が完了したものに限る。

2. 環境負荷低減資材の購入

- 生分解性マルチフィルムの購入
総事業費（消費税を含まない）の10分の3以内 上限2万円
 - ・ 交付申請は1月から12月までに支払が完了したものについて、翌年の1月に行うこと（令和8年は4月から12月までに支払が完了したものに限る。）



申請書等（交付申請書兼実績報告書に添付する書類）

- 農業用機械の購入
 - ▶ 契約書（発注書など）／領収書／購入した機械の写真
- 農業用ハウスの新設・張り替え工事
 - ▶ 契約書（発注書など）／領収書／ハウスの写真（施工前・施工後）
- 農業用ハウスの被覆資材の購入
 - ▶ 領収書／資材の品名、数量等の明細書／ハウスの写真（施工前・施工後）
- 生分解性マルチフィルムの購入
 - ▶ 領収書／資材の品名、数量等の明細書

